

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の裁定請求(以下「本件裁定請求」という。)をした。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるために必要な資格要件を満たしていないため」として、老齢給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間(後記2の特定配偶者であって任意加入配偶者とならなかった期間は、これに含まれる。)を合算した期間が25年(300月)以上ある者(以下「有資格者」という。)が65歳に達したときに、その者に老齢基礎年金が支給される(国民年金法第26条及び同法附則第9条第1項)。

有資格者でかつ1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する者が60歳以上の一定年齢に達したときに、65歳になるまでの間、その者に特別支給の老齢

厚生年金が支給され、さらに、有資格者でかつ厚生年金保険の被保険者期間を有する者が65歳以上であるときに、その者に老齢厚生年金が支給される(厚生年金保険法第42条、同法附則第8条及び同法附則第14条第1項)。

- 2 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)第7条第2項第7号の規定によれば、被用者年金各法の被保険者等の配偶者(以下「特定配偶者」という。)は国民年金の強制加入の被保険者ではなかったが、旧法附則第6条第1項の規定により、明治44年4月2日以後に生まれた特定配偶者は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができ、当該申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するとされていた(旧法附則第6条第2項。当該申出により国民年金の被保険者となった者を、以下「任意加入配偶者」という。)

また、旧法附則第6条の2の規定によれば、明治44年4月2日以後に生まれた国民年金の被保険者であって特定配偶者でなかった者が特定配偶者に該当するに至った場合において、その者がこれに該当するに至らなかったならば納付すべき保険料を、その該当するに至った日の属する月以降の期間について前納しているとき、又はその該当するに至った日の属する月後における最初の4月の末日までに納付したときは、その該当するに至った日において、任意加入配偶者となる申出をしたものとみなすとされていた。

- 3 本件における問題点は、後記第5の1の具体的認定事実の下、前記1及び2に記載した関係法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であったかどうかである。

第4 審査資料

「略」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」

2 本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 旧法附則第6条第1項の規定に基づき請求人が任意加入配偶者となる申出をしたことはなく、保険者が保有する記録上、請求人が任意加入配偶者であった期間は存せず、旧法附則第6条の2の規定を適用して請求人が任意加入配偶者となる申出をしたものとみなしたのは、本件裁定請求時であり、また同人は、昭和〇年〇月から同年〇月までの〇月分の保険料を〇〇市役所職員の国民年金強制加入被保険者としての納付義務があるとの説明及び納付督促にしたがって納付したが、その後同市職員から「無理をして納付することはない、そのまま納付しなくても問題はない」との説明を受けて納付をやめたものと推認される等の事情を総合勘案すれば、請求人は、国民年金の強制加入被保険者としての納付義務があると誤認したために前記〇月分の保険料を納付したのであって、そうした動機上の誤認がなければ当該保険料の納付はされなかったとみられるところ、この動機は表示されて意思表示の内容となったものと認めるのが相当であるから、当該納付の意思表示には法律行為の要素に錯誤があったというべきであり、当該意思表示は民法第95条の規定により無効と解される。そうすると、本件係争期間に保険料納付済期間はなくなるから、当該期間は合算対象期間となり、請求人の厚生年金保険被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間（以下「本件合算期間」という。）は少なくとも〇〇〇月はあるから、同人は有資格者に該当するものと認められる。

(2) 前記〇月分の保険料を強制加入未納期間分（例えば、昭和〇年〇月から同年〇月までの〇月分）に充当するのが妥当かどうかであるが、保険者が市役所も請求人も昭和〇年〇月、〇月及

び〇月分の納付であることを確認しているものとみられるが、当時の〇〇市役所の保険料徴収手続等に重大な過失があったと推認する余地がないとはいえず、そうだとすれば、保険料の過誤納が判明したとして貨幣価値が現在と全く異なる当時の僅少な保険料相当額を還付し、当該還付金に比べて格段に多額の年金額減額を行うことは、保険者の重大な過失を不問に付し、こうした不利益を請求人に一方的に負担させるから、社会保険分野においても適用される信義則上許されないというべきであり、前記3月分の保険料は強制加入未納期間分に充当するのが妥当である。

(3) 以上のことからすると、本件合算期間は〇〇〇月となり、請求人は有資格者でかつ1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する者に該当したものととして、同人に老齢給付の支給を行うべきである。したがって、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。